

特別支援教育就学奨励制度のお知らせ

浦安市の公立小・中学校の特別支援学級等に通っているお子さんや、通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するお子さん、もしくは特別支援学校に在籍する小学校の第6学年のお子さん及び中学校の第3学年のお子さん、特別支援学校に在籍する第3子以降のお子さんの就学に関して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ学用品費や学校給食費、通学費などの一部を援助しております。

1. 援助を申請できる方（次のア～オの方）

ア) 浦安市の公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者

イ) 通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方の保護者

ウ) 通級指導教室利用者（通学費のみ支給）の保護者

エ) 特別支援学校に在籍する小学校の第6学年の児童及び中学校の第3学年の生徒の保護者

オ) 特別支援学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒の保護者

※ア～ウに所得審査があります。エ～オに所得審査はありません。

※就学援助制度を利用されている方は、通学費のみ支給対象です。

※特別支援学校に在籍する方は、給食費のみ援助の対象になります。

手帳の写しを
添付してください

《認定基準となる所得のめやす》

認定基準となる所得金額は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、世帯の人数や年齢構成、社会保険料、生命保険料、損害保険料などによって異なります。

世帯人員	世帯構成	年間所得
2人	大人1人(40歳)・子ども1人(小学生)	420万円程度
	大人1人(42歳)・子ども1人(中学生)	440万円程度
3人	大人2人(40歳)・子ども1人(小学生)	550万円程度
	大人2人(42歳)・子ども1人(中学生)	570万円程度
4人	大人2人(40歳)・子ども2人(小学生)	680万円程度
	大人2人(42歳)・子ども2人(中学生)	730万円程度

《学校教育法施行令第22条の3》

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2. 援助内容

審査の結果で支給される費目は、下表の援助費目で該当するものになります。

3. 申請方法・提出先

教育委員会学務課へ郵送または直接提出。特別支援学級もしくは特別支援学校在籍者は、申請書を7月頃に郵送で学務課から送付します。通常学級在籍の方は問い合わせ先にご連絡ください。

特別支援学級等 援助費目	援助対象	支給限度額	必要書類
新入学学用品費 (1年生のみ支給)	ランドセル・鞆・制服・通学用服・通学用靴等、入学準備のため購入したもの	小学1年 25,555円 中学1年 30,490円	レシート等
学用品費(年額) (全学年)	通学用服・通学用靴・上履き等、学校生活で使用するもの	小学生 5,820円 中学生 11,370円	レシート等
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科 (小学6年・中学3年)	実費の半額	団体行動・班別行動のレシート等は不要です
校外活動費(宿泊あり) ※林間学校等	交通費・宿泊費・見学科 (小学5年・中学2年)	実費の半額	
校外活動費(宿泊なし) (全学年)	交通費・見学科	実費の半額	
通学費		実費の全額 ※所得制限を超過した方は半額	定期券の写し ICカードは乗車履歴
給食費		実費の半額	
特別支援学校 援助費目	援助対象	支給限度額	必要書類
給食費		実費の全額	

提出物

- ① 浦安市特別支援教育就学奨励費申請書
※就学援助受給者は通学費がある場合のみ提出してください。
国の算定要領に基づき、令和4年12月31日現在の世帯の状況で記入してください。
- ② 同意書(所得審査が必要な方「1. 援助を申請できる方 ア～ウ」に該当する方で令和5年1月1日に住民票が浦安市になかった方は、同意書ではなく、当時在住していた市町村で、「令和5年度(令和4年度分)市・県民税 課税非課税証明書」を取得して添付する。)(同意書は、申請書の裏面に印刷あり。)
- ③ 口座依頼書(申請書の裏面に印刷あり。)
- ④ 通学費に関する調書(通学に通学機関を利用している場合は提出する。)
※就学援助受給者で通学費がない場合は、提出不要。
- ⑤ 療育手帳・身障者手帳の写し(お子さんが通常学級に通う場合は、添付する。)

4. 援助の決定

審査の後、結果を通知します。

5. 援助費の支給

翌年度5月頃に1年分をまとめて支給します。

【問い合わせ先】

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所7階
教育委員会 学務課 学務係
電話：047-712-6742(直通)
土日祝を除く8:30～17:00